

## 平成 26 年度第 3 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時 平成 26 年 10 月 20 日 ( 月 ) 14 時 00 分から 16 時 00 分まで  
場 所 本庁舎 3 階 303 会議室  
出席委員 藤野会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、鈴木委員、椎野委員、中谷委員、伊藤  
( 11 名 ) 委員、宮本委員、厚見委員、人見委員  
事務局 環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、施設管理  
( 9 名 ) 担当課長、事業センター担当長、破砕処理場担当長、上家主査、宮田主任  
傍聴者 なし  
( 0 名 )

### 【開 会】

( 部長 ) 挨拶

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席 ( 1 名欠席 : 途中入場 ) のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

( 会長 ) 挨拶

### 【審 議】

( 事務局 )

それでは、これより進行は会長にお願いします。

( 会長 )

議題の 1 つ目として、「平塚市一般廃棄物処理基本計画の改訂について」があげられています。資料が提示されていますので、事務局から説明をお願いします。

( 事務局 )

・資料 1 「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて ( 答申案 )」を説明

( 会長 )

それでは事務局からの説明について、ご質問があればお願いします。

( 委員 )

3 ページの資源化に関する「B 新たな数値目標」の中には、「平成 32 年度資源化率 34 パーセント以上は下方修正せざるを得ない」とありますが、焼却残渣の資源化、つまり、灰の資源化については含まれていないのですか。

( 事務局 )

灰についても加味して資源化率を試算しています。

( 委員 )

灰の資源化も含めれば 34%という資源化率はそれほど高い数値ではないと思います。近隣自治体の資源化率を調べてみると、灰の資源化をしているところは結構 30%を超えて 40%近くになっています。灰の資源化をやっていないところは 20%台が多いので、実施の有無によって差があるのかなと思っていました。繰り返しになりますが、灰の資源化が進んでも 34%の資源化はクリアできないという見通しであるということですか。

(事務局)

資源化率の算定は厨芥類資源化施設の取り止め等を加味した結果です。

(会長)

その他にはどうでしょうか。

(委員)

7ページ「排出者としての役割」については、新たに加えられた文章です。「容器・包装を軽量化或いは簡易化し、ごみの発生抑制に努めてほしい」とありますが、事業者に直接働きかける機会はあるのでしょうか。

(事務局)

9都県市の取組として「食べ切りげんまんプロジェクト」や「容器&包装ダイエット宣言」があります。特に、後者の「容器&包装ダイエット宣言」については、ホームページを拝見する中では企業の事例が紹介されています。今後、平塚市の一般廃棄物を減量していく上で事業者の協力は不可欠です。こういった取組を平塚市としてもPRしていくことは意味のあることだと思います。

(委員)

是非企業にもPRしてください。

(委員)

4ページ中段に「食品ロス」は日本全体で年間約 500 万から 800 万トン、その約半分は一般家庭から発生しているとあります。こんなにあるとは思いませんでした。飲食店から出る食べ残しがほとんどだと思っていました。家庭でこれだけ出ているということですが、平塚では、この食べ残しに関して、何か具体的なカウントをしたことがありますか。あれば教えてください。

(事務局)

現在、めぐみが丘自治会を対象に大型生ごみ処理機モデル事業というものを実施しています。導入してから 4 年くらいが経過しますが、この間 1 か月に 15 日以上、この処理機を利用している方の生ごみの投入量を見ると、平均して 1 日 1 人あたり 175 ~ 185 グラムであることが確認できます。当初、この処理機を導入するときの想定量が 1 世帯あたり 500 ~ 525 グラムと試算していました。平均的な世帯人数が 3 ~ 4 人であることを考えると、今回のモデル事業を通じて計測したその数値には一定の説得力はあると考えています。

(委員)

2 ページ目の数値の記載方法ですが、「平成 25 年度における最新のごみ処理実績は 85,486 トン」と細かくなっています。次の段の家庭系ごみについては、「平成 25 年度排出実績が約 6 万 6 千トンであり、計画推計値約 6 万 8 千トン」となっています。こういった記載の仕方は一般的なのでしょうか。

(事務局)

最新のごみ処理実績は既に公開しています。

(事務局)

実績は抑えていますので、家庭系ごみについても細かく記載できます。

(会長)

9 ページに「減容化する」という表現があります。一般的に使うものですか。何かこの漢字を使う意味があるのでしょうか。

(事務局)

この「おわりに」は答申全体を踏まえての文章です。全体を通じて、抽象的だったのかなという指摘がありましたので、その中で環境行政は何を目指していたのか、端的に示す言葉として「無害化」「減容化」という言葉が適していると考えました。

(会長)

減量化ではなく、減容化を考えてきたということですね。

(事務局)

これまではごみを焼却した残渣については埋立してきた経過があります。そのため重量よりも容積を示す言葉を使用しています。

(会長)

それでは本日の指摘を踏まえ、事務局には若干修正いただくとして、資料1「平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」は答申とすることよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは次の議題に移ります。資料2「一般廃棄物収集運搬許可業の一部許可対象の拡大について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・資料2「一般廃棄物収集運搬許可業の一部許可対象の拡大について」を説明

(会長)

ただいまの資料2について質問がありましたらお願いします。許可の拡大はやめましようとなれば後の議論は不要になるので、この点についてはどうでしょう。

(委員)

蒸し返してしまうので大変申し訳ありませんが、何のために許可の拡大を行うのでしょうか。最初の説明のときは、市民サービスの向上ということだったと思います。現在の市のサービスだと、曜日や時

間が限られているとか、家から収集場所までは個人で出さなければならない状況だとか、そういったことが許可の拡大をすることである程度緩和されるということだったように記憶しています。そのこと自体はいいことだと思います。ただ、その後に最終的には家庭系ごみであることを確認する委任状が必要だとか、いろんな条件が出てくるので、市民にとってこの許可対象の拡大は必要なのかわからなくなってきました。もう一度、説明をお願いします。

（事務局）

今、実施している臨時ごみの収集ですが、市役所の行き届かない部分があります。例えば、土日の収集や夜間の収集。また、一番市民からお話をいただくのが、自分は高齢者で、冷蔵庫のようなものを自分一人では外まで出すことはできないというものです。お手伝いしてくれる方はいませんかというお問い合わせに対しては、今は生きがい事業団を紹介していますが、別途料金もかかりますし、手間もかかります。また、引越しごみについてですが、ある程度時間を市でもいただければ対応ができなくもありませんが、市が回収する品物は、一般のごみ集積所に出せない大きなものに限られます。料金の支払いもシール券の購入をお願いしています。そういったもろもろの手間、時間、一時的に大量に出るごみへの対応が課題となっています。

一例ですが、お一人暮らしで亡くなった方の遺品整理に遠隔地からいらしゃる方が年に数件ですがいらっしゃいます。一切合財なんと片づけてほしい、民間企業にお金を支払っても構わないというお話を実際に窓口で伺うことがあります。そのような時にも「許可業者は家庭ごみを収集できない」「臨時・大型ごみは市役所に収集をお願いしてください」「細かなごみは何回か平塚市に通っていただき、ごみ集積所に出してください」というようお願いしています。

そういった不便なところを、市役所でケアできないところを、今回の許可拡大を通じて行えるようにして、市民サービスの向上につなげていきたいということです。

（委員）

ありがとうございます。あくまで市民のサービスの向上ということですね。7ページに臨時料金の処理原価に対する徴収率が記載されていますが、そういったところをカバーしていきたいということが当初からの目的としてあるというわけではないということですね。

（事務局）

はい。資料として提示しただけです。原点は違います。

（会長）

この審議会で許可の拡大は市民サービスの向上を目的に議論していくということなので、たとえば料金や手続きにしても最初の話と違うということであればこの中で修正していけばいいことです。委員がされた話はこれからやっていけばいいと思います。市民サービスの向上のため、許可の拡大を考えるとこの基本方針について、まずは委員の皆さんと確認をさせていただきます。その上で方向が決まれば、次の段階として許可業者の条件をどう設定し、料金をどう設定していくかという議論になってきます。

市から説明がありました基本的な考え方について、ご異論がなければ話を進めていくということでしょうか。

（全委員）

よい。

（会長）

では、次に家庭ごみの対象ですが今事務局から説明がありましたがお質問があればお願いします。  
ちなみに収集運搬料金は前回の研究会に上乗せして対象としたということですか。

(事務局)

前回までは臨時料金に含まれるものだけを対象としていましたが、今後議論の中で収集運搬料金として対象としているこうした大型の家電リサイクル商品についても対象となってくることが想定されますので、この部分をあらためて追加しています。

(委員)

1 ページの「家庭ごみの対象について」ですが、これはこういうごみに対して許可を出すといっているのか、市民に対してこういったものが対象であると示すのか、同じことかもしれませんがどちらですか。

(委員)

家庭ごみの日曜、祭日、時間外の収集について、行政はやっていましたか。

(委員)

やっていません。

(委員)

この面において、許可拡大の対象としていこうということですね。

(委員)

臨時料金に含まれる「臨時に」というものがどういうものでしょうか。

(委員)

委員の言うように時間外や土日の収集を許可の拡大の対象とするということであって、現状市が行う臨時・大型ごみの収集はそのまま維持するということですよ。

(事務局)

臨時料金、収集運搬料金に該当するものについて、全て民間の許可業者に収集をお願いするわけではありません。市の収集体制は継続します。一方、市民が自宅の中まで入り収集を希望するようなサービスについては、市も行っていませんので、現行の料金体系をそのまま適用することは難しいのではというのが、2 ページ目以降の話です。

(委員)

臨時料金で対象とするごみについてですが、一般家庭から特別に排出されるごみというように「臨時」の意味を明確にした方がいいと思います。

(委員)

現行の「臨時」の定義は、市が収集「する」・「しない」、日にちや時間をいっているわけではありませんよね。

(会長)

市の通常の収集体系があって、そこに出せないごみを「臨時」として扱っているわけですね。

(事務局)

はい。ステーションに出せないごみを言っています。

(委員)

わかりました。

(会長)

今回、市の収集体制にプラスして民間業者が入ってくるとしたら、市が集めているその体系からはなれた臨時ということではなくなりますね。

(事務局)

簡単に言えばステーションに出せないごみを業界的に臨時とっています。

(委員)

1 ページ目の収集運搬料金ですが、手数料が 1 件につき 2,000 円となっています。対象となるテレビや冷蔵庫を複数出したとしても 2,000 円ということですか。

(事務局)

1 台の意味です。

(委員)

誤解を招かないように、1 台という表現の方がいいと思います。

(会長)

言葉として、今の収集運搬料金については「1 件」ではなく「1 点」、臨時料金の「臨時」は業界用語ではなくわかりやすい表現に工夫することが必要です。

(委員)

1 ページ目は現状市がやっている料金体系に対するものです。この対象となっているものを土日とか時間外に民間の許可業者にやってもらうとどうなるかというのが 3 ページ以降の話です。

(事務局)

電話で予約の受付をしますので、その際には 1 台あたり幾らという話をしています。これはあくまで条例に書いている表現なので、実際の対応中では 1 台という言葉を使用しています。

(委員)

市の臨時料金の場合は、1 立方メートルにつき 2,500 円か 1 キログラムにつき 20 円。家電リサイクル商品を収集運搬した場合は、1 件、つまり 1 台につき 2,000 円ということ。

(委員)

時間帯等の理由により民間の許可業者が収集した場合は、プラス の料金が発生するということですね。

(事務局)

市としてもプラスの料金について上限を設けないのもどうかと思っています。ある程度抑えて、適正な料金設定にする必要があるとは思っています。

(委員)

比較対象としての表ですね。現状、市がやっているサービスはそのままですが、民間業者に任せる場合の料金はプラスの部分が出てくる。料金設定は今後の課題ということですね。市がやっていない部分なので。

(会長)

しかし、許可の拡大を検討する資料として出されているのであれば、「家庭ごみの対象について」という項目でこの表を出すのではなくて、文章として「現在条例で定めている以下のものについて対象とする」というようなことを挿入しないと、この審議会の中はいいとしても今後の出し方としては良くありません。そのような表記にすれば、この表はそのまま使えます。この件については、よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そうすると許可業の条件、手数料の議論へとつながってきます。まずは、許可業者の条件について2~3ページに案が示されています。何かご意見はありますか。

(委員)

この案は委員から提示されたものをもう少し膨らませたものになっていますが。

(会長)

業者は大きなものを収集するとき、車は1台体制ですか。

(委員)

基本的にはそうなりますが、収集物にもよります。

(委員)

車両は3台以上だとか、積替え場所だとかを条件にした時に、業者は絞られてしまうように思いますが、そういった設備のない業者からの抵抗とかはどうですか。

(委員)

基本は市民サービスです。民間業者が行うことで、「やっぱりな」とならないようなものを市は要求しているのではないのでしょうか。これは必ずしもなければいけないということにはならないと思いますが、市が許認可を与える立場として、これくらいのもがないとどうかということだと思えます。

(委員)

市が許認可を与えるためのボーダーラインと実際の業者の立場は違うという考え方はあります。その場合であっても、市が業者を選定するにはボーダーラインを設定すべきであるということですよね。

(委員)

今後、市民への公表はするんでしょうけれど、約束ごととして収集運搬の条件は厳しく設定していたほうがいいと思います。これまで平塚市は安易に一般廃棄物収集運搬業の許可をしてきた経緯がありますので。

(事務局)

大型ごみ・臨時ごみということなので、全体としてのパイは限られています。民間事業者に参加していただく場合には、ある程度業者を絞っていかないと、営利として成り立たない面があります。ある程度の事業体でないと。無理に事業者に参加してくださいとは言えません。

(事務局)

今の話と重なりますが、一般廃棄物収集運搬業の許可を長年やっている経験値があります。その部分を踏まえて、最低限これだけというのは今回お示しする内容です。

(会長)

その他に許可業者の条件についてはどうでしょう。なければ手数料に話題を移します。資料4ページから9ページに幾つかの案が示されています。事務局としてはどの案がということではなく、横並びということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

そういう認識で手数料の件について御意見をいただきたいのですが。ここをきちっとしておかないと、冒頭の許可の拡大が夢物語になってしまいます。

(委員)

せっかく許可を拡大しても手を挙げる業者がいなければ意味がありません。お願いする市民の立場からすれば、できるだけ安い方がいいのですが、平塚市が一定の条件の下で許可するとなれば、それなりの料金である必要があります。

(委員)

手数料の意味が不明なのですが、「1立方メートルにつき2,500円を基準として市長が別に定める額」とあります。「2,500円を基準として」とは、つまり2,500円に固持しているわけではないということの意味するのですか。「基準の意味」「2500円以下でもいいのか」「別に定める額とは何を意味するのか」の点について教えていただけますか。

(事務局)

「市長が別に定める額」というのは現在の運用において、特に定めているものではありません。また、臨時ごみ・大型ごみとして収集しているごみの手数料は全て1立方メートル2,500円に基づき計算しています。



(会長)

「市長が別に定める額」というのは特にないということですね。

(事務局)

はい。案5はこの「市長が別に定める額」の記載を用いて、先ほどのプラス部分を内規で設定しようとするものです。

(会長)

文章としては、この条例に書いてあるからということですね。

(委員)

手数料は運搬費用と処分費用の大きく2つに分かれます。処分費用が決まっている場合はいいですが、民間業者が対応するとなると、民間の一般廃棄物処理施設は市外にも市内にもあります。その場合、処理方法や料金は変わってきます。ごみの排出側からリサイクルしてくださいといったニーズがあったりもします。それも民間の生き残るところの要因です。処理施設は平塚市の破砕処理施設か、ごみ焼却施設に入れてくださいということならいいですが。

(事務局)

処理施設は、委員が仰るように市の処理施設に入れることを想定しています。一般廃棄物なので市境を越えて出すことはできない、平塚市民のごみを集めるということなので、市の処理施設に入れていただくこととなります。

(委員)

市外の処理施設に持ち込むことはできないのですか。

(事務局)

平塚市で処理できないごみについては、平塚市がその搬出先の施設が所在する自治体と事前に協議し、了解をいただいた上ではじめて搬出が可能になりますが、その場合もどうして処理できないか理由を明らかにすることが求められます。今回、許可の拡大をすることで、市外の処理施設に搬入ができるようになるということはありません。

(委員)

民間でも？

(事務局)

同様です。平塚市の施設で処理できる能力があるわけですから。

(委員)

基本的に行政が受けるとなると、料金はどのようにしてほしいということですか。

(事務局)

料金については適正な料金にしなければいけないと考えています。許可を出したからといって、自分たちの好きなように設定されてしまいますと、市民にとってもよくないと思います。そういう点から、

整理はしないといけませんし、ある程度、許可の対象とする業者に対し縛りを設けなければと思っています。ただし、儲けもなく、市と同じ料金でいいとは思っていません。そうしてしまうと、結局どの業者も手を上げないということになりかねませんので。

(委員)

確認ですが、市の現状に応えられない土日祝日、時間外といった部分の収集をお願いしたとき、基本的に市の施設に持ち込むということですが、市外に持ち出す場合は市が仲介をするということですか。

(事務局)

はっきり申し上げますが、市外には持ち出せません。

(事務局)

この議論は既に事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている許可業者を前提としています。許可業者には一般廃棄物の申請又は更新時において事業計画書というものを提出していただいておりますが、その持ち込み先は基本的に市の処理施設として許可を出しています。また、今回新たに収集するものは家庭の方に代わり運ぶに過ぎません。許可業者に委託して運ばせるに過ぎませんので、同様に運搬先は市の処理施設となります。

ただし、びん・缶のように有価物として売却できるものについては、民間事業者に流れること、つまり再生利用可能なものとして処理委託することは市外であっても禁止されてはおりません。

(委員)

有価物であれば市外に流れても構わない？

(事務局)

はい。

(事務局)

少し話は大きくなりますが、昨年から環境事業センターから発生する灰を資源化していますが、実際に市内で灰を処理できるところはありませんので、名古屋、小山、鹿島の3つの市に所在する施設に灰を搬出し、処理を委託しています。当然、市外への搬出になりますので、それぞれの市と事前協議を行い、了解をいただいた上で持ち出しをしています。

事前協議を行うのは、持ち込み先である施設には溶融能力に限りがありますし、同施設は様々な市町村からの受入も行っているため、その量とお互いの自治体を持っている一般廃棄物処理計画との間で整合を図る必要があるからです。この協議は3つ市と全て行っています。なお、3つにしている理由はリスク回避のためです。

(委員)

繰り返しになりますが、一般市民が直接市に依頼した場合は白抜きの金額を払い、それが出来ない土曜日祝日は業者に収集運搬をお願いする。当然、市の処理施設に持ち込んだ場合は、市はその金額を貰うわけなので、その差額が民間業者の営業利益としてどれくらいになるのかということ。

(会長)

確認になりますが、市民の方が直接、市の処理施設に持ち込んだ場合はどういうことになりますか。

(事務局)

市民の場合は 10 キログラムあたり 100 円を、事業者の場合は 10 キログラムあたり 220 円をお支払いいただいています。

(委員)

市内にも一般廃棄物の処理施設がありますが、その場合も 2,500 円出してしまってもいいものなのか。

(事務局)

現在、平塚市内で一般廃棄物処分業の許可を取得しているところは 1 社だけですが、受入の対象は事業系一般廃棄物に限るといった条件を課しています。

(委員)

ということは、家庭系ごみについては受け入れできないということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

委員も私もそうですが業者の立場に立って考えることはなかなか難しいです。審議会の立場として言えることは、ある程度の手数料の額が出たとして、その場合、業者が行うサービスは市が行う以上のものになるので、額が上がってしまうのは仕方ないとは思いますが、しかし、そのために現在市が行っているサービスや市民が直接処理施設に持ち込む手数料を上げるのは意味が違ってきます。この点は、確認はしておきます。仮に現在の手数料を上げるのであれば、きちんと審議会に対し諮問をいただき、他市との比較や処理原価といった面をきちんと議論しないとイケません。

(事務局)

仰る通りです。

(会長)

その上でどれくらいの金額になるのが適切かということです。

(委員)

業者が 100% 受け入れ可能だということになれば、現在の一立方メートルあたり 2,500 円というものに対して業者は人件費や経費をどれくらいとるのでしょうか。

(事務局)

今、収集運搬許可業者には、事業系一般廃棄物の収集運搬しか許可していません。その料金については、どこそこの会社からは幾らとっているということについて、市は全く関与していません。今回、たまたま一般家庭に取りに行くということで市がきちんと関与しなければということです。

(委員)

基本的に臨時ごみというのは、特別扱いになるものです。本来市民が処理施設に持ち込むべきもの。そのなかで、誰かに頼むということなので、ある程度プラス の料金がかかってしまうことは、市民にも理解されるのではないのでしょうか。あまり安くしていいかげんな処理をしないようにすべきです。

(委員)

収集・運搬・処分は3つの行為からなります。収集は今の例ですと宅内に入り車両まで運びだす行為、運搬は車で自宅から処理施設まで運ぶ行為、そして、運んだ先での処分。平塚市は処理場に持ってきたときの処分費は定まっています。収集と運搬については排出事業者と許可業者の間で決めなさいという枠組みにしているのでこのやり方がいいのでは。例えば、5ページの案1を参考にするといいと思うのですが、臨時料金の区分が「臨時に一般家庭から排出されるごみ」とあり「市が収集し、運搬し、及び処分するとき」とあるのが現行です。これからやろうとしているのは、市が収集しない場合になります。許可業者が収集運搬し、市の処理施設で処分する場合という設定を考えるのが一番わかりやすいのかなと思います。そのためには新たな区分を1つ追加して、収集運搬費については民費で、処分費については市の手数料をとるという定めにする方がいいのかなと思いますがいかがでしょう。

(委員)

わかりやすいです。

(委員)

委員が仰るのは5ページの案1がいいということだと思いますが、問題は業者が勝手にやってしまうと青天井になってしまいますし、業者によっては値段がまちまちになってしまうのですが、市が当然関与する必要があるということだと思います。今の議論はその金額を決めようということだが、業者の立場も考える必要もあります。設定した金額で無理にでもやってもらうなどいろんな場合があるかもしれませんが、5ページのように明確にした方がいいとは思いますが、事務局からは案が複数示されています。どの案がいいかということだと思います。事務局はどれにしますかという議論にしたいということですか。

(事務局)

はい。

(委員)

当然そうですね。

(会長)

可能性として市が許可を与えた業者が設定する手数料をホームページ上で公開することは可能なのでしょうか。つまり、ある程度自由にやってもらうとしても、その料金体系については業者紹介とあわせて公開できるようにするという事です。

(事務局)

許可の条件と関連することですが、料金体系については「2 申請者の能力に係る基準」の中の「情報開示に関する事」で義務付け、担保をとろうと考えています。

(会長)

業者はネットで料金を公開し、市はそこにホームページとのリンクを貼るということですね。

(事務局)

はい。そういうことを条件に設定しようと考えています。あと、先ほど委員が仰った案1についてですが、廃棄物処理法の手数料に関する文章には「一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の

額に相当する額」とあります。この条例に関する規定自体は、市が市民に対して便益を与えたことに対して、その対価として経費の負担を願うものであり、市民の部分と同条例で規定することは難しいと法制担当からは意見を聞いております。現状では案 1 は難しいと考えておりますので、案 2 以降で御審議いただきたいと考えております。

(委員)

現行では「市が収集し、」となっています。この点、どう工夫しますか。

(事務局)

現在設定している金額等を今回の許可対象の拡大をする場合においても援用しようと考えています。

(会長)

1 立方メートルにつき 2,500 円プラス市長が別に定める額ということですね。

(事務局)

案 2 は、現行の条例で定める手数料を上限にするというものです。プラス の部分は現行の「市が収集し、運搬し、及び処分するとき」の中に含ませ、この範囲で行っていただくというものです。主語は「市が」とありますが、民間業者についても同条例の同文を援用する考え方です。案 3 は、先ほど委員から「許可の拡大のために手数料を上げるのですか」といった主旨のご発言がありました。必ずしもそういったことのためではありませんが、結果として手数料を変更することも案として考えられましたのでお示ししています。案 4 は、基本料金は現行の手数料体系を援用し、プラス を改めて条例の中に記載しています。案 5 は、プラス を手数料の記載の中にある「市長が別に定める額」の中に位置づけ、定めようとするものです。

あくまで主語しては「市が収集し、運搬し、及び処分するとき」を使います、今回許可業者が家庭系を集めるとしてもその部分を援用することでしか、廃棄物処理法でいうところの「手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない」を解釈しようがないのが現状です。他市の手数料条例を見ても、主語は「市が」を用いています。市が市民に負担を強いるのが手数料であり、それ以外の部分を条例に定めることは難しいということです。

(会長)

気になるのが、通常市民が支払う手数料について、上がるのも無きにしも非ずというところです。当然、先ほど事務局からの説明にもありましたが、許可の拡大をするために値上げをするわけではないのではあっても、可能性が残るだけに難しいと思います。

(委員)

案 2、案 3 は全体的に広がっていく話なので考えられないのでは。逆にいうと市は 30%程度の処理原価に対する徴収率なので、これを機にという値上げしてしまいたいという面もあるかもしれませんが。

(事務局)

今回の資料はあくまで想定される案をお示ししたものです。意図としてはそういうものではありません。

(委員)

案1が分かりやすい表現だと思いますが。

(会長)

案1は法令上は難しいということですよ。

(事務局)

市が行うサービスに対して市民が支払う手数料を位置づけるのが手数料条例です。今回議論となっているのは許可業者が市民からお金を徴収するものですので、そもそも市の手数料条例にはそぐわないかたちになります。廃棄物処理法上でいうところの地方自治法上の条例である限り、あくまで市が市民から徴収している手数料を参酌して、事業者も料金を徴収するしか解釈のしようがありません。この部分について、法制担当にも確認しましたが同じ解釈でした。

(会長)

案1はありえないということですね。

(事務局)

他市にも手数料の記載についてお聞きしたことがありますが、手数料条例上は「市が」という主語になっているということでした。また、許可業者が徴収している料金についても、基本的には条例で定める金額内でやっているはずだということです。

(会長)

そうすると案1は難しい。案2と案3は市民全体に関わることなので同様に難しいということになり、案4か案5のいずれかがいいのではということになりますね。

(委員)

もう一回確認しますが、産業廃棄物の場合は収集運搬と処分は別契約です。そのうちの処分については市が関与することになりますので、臨時ごみも許可業者が収集運搬した場合の処分費だけは市の手数料となり、それ以外を定めればいいのかと思います。

(事務局)

最終的な処分費は許可業者が市に支払います。この場合、市と市民、市民から委託を受けた事業者とのやりとりになりますので現在も平塚市の手数料条例が適用されています。事業者が搬入する料金は10キログラムにつき220円、市民が直接搬入する料金は10キログラムにつき100円を市の処理施設でお支払いいただいています。つまり、市の処理施設にお支払いいただくのは、10キログラムあたり100円か220円のいずれかです。今回、許可業者が家庭から排出される臨時ごみを運ぶ行為が、事業活動に伴って排出されるごみとするならば、10キログラムあたり220円になりますし、事業活動ではなく事業者が市民になりかわって運んでいるに過ぎないとするならば、10キログラムあたり100円になります。現在、県内で同様の取組をしている市は事業系料金、家庭系料金としているところが半々となっています。

(委員)

市民からするとどういった金額がいいのか。

(事務局)

案1から案5でお話したのは、市民が許可業者にお支払いただく金額のことです。そして、今お話しした市の処理施設でお支払いただく処分費は、許可業者が市民から徴収した金額のうち、処分費として許可業者が市に対してお支払いただく費用になります。区分が必要です。あくまで案1から案5は市民が許可業者に支払う拠り所となるものを議論するための案になりますし、許可業者が最終的に市の処理施設に支払う費用は、既に市の手数料条例で定まっています。それが、市民が直接搬入する料金は10キログラムにつき100円であり、事業者が搬入する料金は10キログラムにつき220円の2つになりますので、どちらを選択するか議論になります。

(会長)

今、平塚市の立場としては、許可業者が扱うごみは一般家庭ごみの区分で考えていらっしゃるのですね。

(事務局)

はい。直営でやっている分の一部を担っていただくということで考えています。

(委員)

現行の手数料がベースになるのでこれを壊すことはできないはずです。施設にごみを持ち込む場合、一般の人は10キロあたり100円、業者は10キロあたり220円。ということは業者が持ち込むことに対して倍以上の費用がとられます。それ以外に民間ですので運賃だとか人件費とかいろんなものがついてきます。事業系ごみの場合は、業者と出し手との交渉で料金を設定してきましたが、今回のこれは事業系ではなく一般、つまり家庭ごみということなので利益を生んでというのは難しいでしょう。そんなに勝手な金額を民間事業者も言えないと思います。

(委員)

手数料という言葉になっていますが、この議論は収集運搬の部分を幾らにするかということですよ。市民としては市に關与してもらえないといけないのでは。自由競争になってもまずいんですよ。

(事務局)

基本的には委員が仰るように市民のことだとは思っていますが、一般家庭に許可業者が行くにあたっては、何らかの縛りはつけるべきだと思っています。あくまで市が責任をもってやっていたところを、業者に担っていただくわけですから。

(委員)

例えば、冷蔵庫1台と小型テレビ1台。業者としては、ともに臨時料金なので同じ金額を貰いたいところですよ。感覚の問題かもしれませんが、設定を決めるのは難しいです。

(事務局)

市で臨時料金については、大きさによって料金の差があります。

(委員)

折角、市が市民に対するニーズに応えようとして、市ができないけれども業者をお願いすればできまよと考えると、業者はどうなのかということになりかねません。手を挙げる業者はいるのかということです。

(会長)

市内の業者のうち、搬入可能な業者に対して市は見積もりをとってみてはどうでしょう。何とかかなりそんな金額を聞いた上で内規を作ればなんとかかなるような気がします。特定の業者に聞くのはまずいのでしょうか。

(委員)

有価物については家電にしる缶にしる、売れるものが出てくるかもしれません。例えば、テレビのようなものは映るけどいらなかったので処分したいというものが出てくるかもしれません。その場合、家電リサイクル法に則り、処分するという事はしないで、売買できる可能性がでてくるかもしれません。缶もそうだし衣類もそうです。民間の業者が参入したとき、そういったことをきちんとできるか。一方で可能性もあります。

(事務局)

処分費のことはありますが、そういったリサイクルを意識することで、業者は工夫次第でいろんなことができます。廃品回収業の防止の意味もあります。

(委員)

許可業者に対する縛りをきつくしていますので、ある程度の業者が担っていくことになると思います。それなりの適正価格に落ち着くのではないかと思います。その場合であっても市が関与できるかということはあると思いますが、業者の方の目安というもの設定する上で市と業者が打合せをすることは必要ではないでしょうか。

(会長)

その点をこの審議会で掘り下げていくのは難しいです。手数料体系については案4か案5のいずれかがいいのではということまでは議論できますが。現在議論している内容と業者と間に認識がかけ離れているといけません。

(委員)

参考価格というものを出示してもらわないと議論できませんね。

(会長)

市では臨時料金 2,500 円と設定していますが、その市も料金体系に赤字を出しながら運営されているわけですので、こういった価格帯が適正なのかは民間業者に聞き取る必要がありますね。

(委員)

現在、許可業者は 100 社近くありますが、全ての業者が参入できるようにするのですか。

(事務局)

そうはなりません。言い方は悪いですが、収集業者もいろいろあります。吟味が必要だと思っています。

(委員)

限られた業者になってしまうのでは。毎日というところではないですよ。

(事務局)



ある程度、力のある業者でないといけないと思います。

(会長)

そのあたりを踏まえ、民間業者への聴き取りをお願いします。

(委員)

ちょっと材料が足りないので市内を走る一般的なトラックの値段とかを次回教えていただければと思います。

(会長)

そういうことで継続の検討課題とさせていただいて、案としては4か5。今どちらかにするかを決める材料はまだありませんので、本日はここまでですね。あと、最後に家庭系ごみであることの確認についてですが、これはいかがですか。

(事務局)

この確認は処理施設の方でどうしても必要になります。廃棄物というのは、排出元が家庭なのか事業者なのかで、一般廃棄物になったり産業廃棄物にもなったりします。民間業者については、家庭から排出されたごみであることの証を所持していただかないと、事業所から出た産業廃棄物を搬入すること、つまり不法排出を助長することにもつながりかねません。そういった意味で排出元が家庭であることを示す書類は必要だと考えています。

(会長)

厳密にやるとなれば、出したお宅のハンコなり書類で確認するということですね。

(委員)

この点については前回もお話がありましたね。

(事務局)

現在、罹災ごみの受入でも同じような手続きをしています。罹災者本人が自分で搬入できない場合に、委任状というものを書いていただいています。委任状の中には氏名、住所、電話番号などが記されています。それを業者に渡すことで市の処理施設に搬入していただいています。その手続きを今回の確認においても参考にしようと考えています。

(会長)

それでは許可対象の拡大については、手数料のところは次回かその前までに参考価格等について、事務局から各委員に提供していただきたいと思います。それ以外の項目については、特に審議会としては意見はないということによろしいですね。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは次に資料3「一般廃棄物収集運搬許可業の不利益処分について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・資料3「一般廃棄物収集運搬業の不利益処分について」を説明

(会長)

この処分関係について何かご意見はありますか。条例の改正ですから、議会の中でやりとりがあって決まっていくということですね。ご意見があれば事務局としてお聞きいただき、踏まえていただくということでしょうか。

(委員)

この条文は法制担当と既に打合せを行ったものですか。

(事務局)

文章そのものはまだですが、厚木市のものをベースに作成しています。

(委員)

特別なものはないんですね。

(事務局)

行政指導ではなく行政処分までとなると、行政手続法に則った手続きになりますので、一定の書きぶりになるものと思われま

(会長)

これにつきましては、この提案で議会に上程していただくということによろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

その他として、何か事務局からありますか。

(事務局)

一般廃棄物処理基本計画の答申についてですが、細かい修正は藤野会長と事務局の間で整理させていただきたいと思

(会長)

次回の審議会はいつ頃ですか。

(事務局)

第4回目の審議会は一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントが終了した後、1月下旬から2月上旬頃を予定しています。詳しい日程については、藤野会長と調整をさせていただいた後、連絡いたします。また、それまでの間に前回の研究会や本日の審議会の内容を踏まえ、「一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について」「一般廃棄物収集運搬業の不利益処分について」の2つについて、答申の素案を作成し、委員の皆様へ12月頃を目途に郵送させていただきたいと考えております。以上です。

(会長)

それでは長い時間ではありましたが、皆さんお疲れ様でした。

以上